

裁入合計は、三億三千九百七十九万四千三百三十九円とす。次第に、おごります。
次に裁入について説明を申し上ります。まず第一級の議会費にお
きましては、三十九万四千三百三十九円と追加し、そのおごり
として、三十九万四千三百三十九円と追加し、そのおごり
事務局職員に与する期末手当の予算不足分を、おごり
第三級の役場費におきましては、九百三十九万四千三百三十九円と追加し、そ
うとするもの、第二級の職員費におらる、八十九万九千六百円とす
ております。これも、期末手当の予算不足分、そのから新たに公職
選挙法改正になり、選挙管理委員会を作成し、その選挙
挙人名簿は、住民票に上る記載するということになり、した
関係から、九月三十日から十月三十日まで、実施予定であります。住
民登録費、選挙費として、十六万四千三百三十九円と追加し、そのお
ごりです。二項の諸費におきましては、三十九万四千三百三十九円

三億九千九百七十九万四千三百三十九円とす。第一期の仕
期、終りまして収入役、その他の職員に与する退職金の予算不足
分、その他、おごり。第四項の市町村経営改善費として、八百
十萬六千四百円、これは新規計画で、おごり。裁入で申しあげ
ましたように、都の三分の一補助に上る、会計器具とか、レジスター
等、近代的、能率的な事務器具を購へ、窓口事務の一本化、あるい
は文書管理の集中等を計画し、おごり。おごり。おごり。おごり。おごり。
く申し上ると、役場の事務改善に要する経費を、おごり。
第三級の諸財費におきましては、三十九万四千三百三十九円と追
加し、そのおごり。これは、諸財の運営費と当初予算を、議
決したおごり。おごり。おごり。おごり。おごり。おごり。おごり。おごり。
防出の運営に支障のないように、おごり。おごり。おごり。おごり。おごり。
第四級の土木費におきましては、三百四十九万四千三百三十九円と追加し、そのおごり

とするものぶじります。これはほとんど第一小学校一面倒にある補助道十キロ線の振中、倒壊工事費ぶじりして、改修工事費として百十万円、あるいは、建物の補償料として百四十万円等ぶじりします。次の第五款の教育費におきましては六百七十七万八千八百七十円を追加し、そのうちぶじりするが、第二項の教育委員会費で十萬五千六百六十円、これは教育委員会事務局職員に對して支給したる期末手当の不足分、その他需用費の不足分を計上したるものである。第三項の第一小学校費におきましては二百二十万九百五十円を計上したるのぶじりするが、これは議会の決る承を御すから、また予算には未計上ぶじりしたる学校整備の設置に要する經費、二十六万七千円、そのうち新教育過程に要する教員教員費として十五万円、あるいは第一小学校の防音工事に必要なる敷地の拡張と

して百六十九万円を計上したる次第ぶじります。この拡張に對しては田村祐一議員さんの絶大な協力によりまして、坪一万五千円で、三百七坪を譲るべく、段階になつてあるわけぶじります。第二小学校費におきましては、追加予算額の五十三万二千七百円とあるもののぶじりするが、これは学校整備委員の設置に要する經費三万五千円、そのうち教員教員費十五万円等ぶじります。第三小学校費、及び第四小学校費、第五小学校費とほとんど同じ内容ぶじりするの、省略させました。第六項の中学校費におきまして百四十万五千五百円を追加したるものぶじりするが、内容は、小学校費と同じように、学校教員委員の設置に要する經費が二十六万七千円、中学校費だけの間接として、今年四月に新築合併したる図書館の備品関係の經費といふ、そして約七十一万五千円、又職員使用の非常に入費がなれたるが、これ

七十三万九百円と追加し欠乏するものゝごり算す。これは
銀座通り商業会、あついは中央商業会、牛浜商業会の三の商
店街の御路灯に對する補助金で、これは先程建設委員長さんから
報告ありましたものゝごり算す。第十三款の諸支本金におきま
しては五百八十九千八百五十九円と追加しようとするものゝご
り算。この内款別は徴収費において十五万円、繰入金に
おいて三百四十六千八百五十九円、これは後以上程さへす。第一
小学校の防音工事特別会計への繰上りも、第一小学校を主
鉄筋校舎にするための必要なる本年度町の負担金と、それより旧
校舎を取り壊すことによる生ずる発生校の収入二十三万四千二百七十
五円の二割り算す。この二つ合計額、三百四十八千六百二十五
円、これより防音工事特別会計に繰上りたりの計として六十七
第百三十一号算す。第八項の負担金におきましては三百三十二万三千

田を無知の如くして、多額の借入金を、牛込駅協力会員推金に
百八十八万四千七百円、後場の昭和三十九年度電報の加入員推金が一千万三千三百円、
福生警察署新築補助員推金が三万五千四百円、合計二百一十二万七千九百四十四円と
なるものわけがござります。牛込駅協力会員推金は当時六百六十六万四千
五百円を買掛するところを、議会で決定された六十六万六千六百六十六円、三十九年度
予算で五十三万四千円を計上し、又三十九年度当初で三百一十万円を計上し
地元の寄附も若干ある見込みがあります。さしむき、これらの差額
をこの会計より出して整理しようとするものであります。次の予
備費にかかるとしては二万七千三百円を追加し、歳入合計は義太夫
計と同様、既定予算が一億七千三百二十六万四千四百五十五円に達し
まして今回の追加額が二千七百三十八万九千九百九十四円、計三億三千九百七十四
三百零四円となるわけがござります。以上甚だ雑な説明ですが
ご承知の項、重々審議願ひ致しまして、原案通り認可をお願いいたします。

とを依頼し申し上る。説明にかえさせて頂く。事なり。

一、議長へ所信義を述べ、こいふり質疑を行います。

一、三番（大久保一郎君） 若平君の意見と質問を申しあげたいと存じます。

すか、非常火種消火発展会に於ける関係から非常火事業も明
いというところで、理事長も日夜悩んでおられると存じ、私も厚く

感謝申しあげたいと存じます。大いなる助成から説明がありまし

た本年予算も、追加額三千七百円と、非常火努力を願うところか

は受け入れのふしでございまして、大いなる予算案について、先般の協

議会に説明を受けたりしております。予算案のものには異議ありません

が、予算という面について私の意見と異なり、質問したいと思ひます。

まず予算案の上程という点としまして、もちろんな作成にあたりては

町長も公約履行という点から、さうして予算案も解まなければなら

ないこととありと思ひます。しかし住民の福祉という点も興味しな

いふところ、又議会の意向も考えなければならぬと私も思ひます。

さういふ点から、一例を申しあげますと、学校の洗滌機等につ

いても昨年の二月の臨時会に請願がござい、こゝに担当委員会に付託

となり、三月十日の定例会に審査報告がござい、決定をすましてその

ふしでございしますが、しかしその後何んが予算には計上されてい

ないというところがあります。さういふ点で決定されたものの

ついて、担当委員会にやりて審査するところから、丁度理事長の

立場も尊重されて決定されたものであつたと存じます。

それか今年予算に計上されていないというところ、又議会にも何

んが報告がござい、ないところあり、ゆゑに議員としては理事長に對し

て全面的に協力もし、又町発展に努力して頂くこともあつた。こゝ

して予算計上がござい、ないというところは、私も予算をくつか

えして、さういふところはあつたと思ひます。又、学校のフ

一、敬養長（楠本兵五郎君）

大正¹¹年大久保議員より顧問にあつた中

予がほとんどの町長の答えは、火災と変りありせんか。失火事
 業に基く学校プールは他市町村とも年毎に要求も若くなり、万
 かんなくダリンゼウも国近へ迫る。都の事業量も少くなるであ
 りたわけだ。ジョギングして、非公式にもさういう話も大々保護員さんから
 聞いておりましたので、われわれ教育委員会として承知しても是非一
 つも造つてほしいというところを理事者にも要望はしておりますが
 特に入力プルにつづけば都の労働局、事業対策部と、それより教
 育庁学務課第一建設課等と緊密な連絡をとってこそこそ専
 望し、それ以上で適正な判断に従うべきであらうと思ふ。
 か、地方事務所の失火係長と防護した時も、三十七年度は困難であ
 るから十八年度には努力するということだが、労働局から地方事
 務所に参り、地方事務所から各町村役場の土木課に連絡をいかに

福生町議会

くといふことになつてゐるので、収めたいとしてはやはりさういふ順
で通してやらなければならぬと考へます。そこで労務の提供とか
あるいは用地買収等の関係から、東京都全体で五千、そのうち千
が千まで、残り千が三つの地区ということであり、用地買収とか
あるいは労務提供の関係から、できやいとどう所があるかどうあるかの
間をあわせてみてあげようか、今日の六日に、労働局の事業対策
部に参加しまして、いろいろ話合つて参りましたので、今年度は全部で
五千箇条か、これは昨年の十二月から今年の一月、二月の五カ月で、
区と市町村で話合ひの結果、先程申しましたような施設課・地方事
務所の土木課等と検討して、全部ひくわけをやるというところだ
と聞き、又その年度に間にあはせろというところと正に番望人がお
る所で、大体四月下旬に計画ができ、すぐに工事が完成してゐる所
もあるところだが、労務提供とか土地の買収等を返上する所は

ほとんどないというところと、事務次官の申し出ておりおし、私どもも
 中学校にはプールがないのだから、是非造つてほしいと強く要請
 し、それでは来年度はどの位できる予定なのかと聞きおし、
 ころ、ササこと本年度と同じ程度は予算化されるだろうという
 ことですが、私どもといたしましては、都当局もさうであるが、
 実際として、中学校のプールを建設する場合、どのようにならうか
 しいかという点について、土木課長とも話し合つたわけですが、
 中学校の場合には給水、排水の大きな問題として考えさせられる
 わけで、排水は原則として自然排水を望むか、やむを得ない場合
 は本管排水というところになりまうけれども、土木課長としても
 学校の敷地内に造るとすれば、青梅橋とある果、それは六百
 米位ともう一つは五丁橋を通るコースで、青梅線も越える場合、
 一米七十以上、下を通せなければならぬ、五丁橋コースは約四百米

の距離です、勾配に難点があり、土木課長もその程度自信
 があるという説明もあつたわけですが、さうして五丁橋の所に排水管の
 きまるところで、なんとかなりかろうかというところですが、
 す。現状としては、町長からお答えし、さうな状況ですが、私ども
 としては是非とも造るべきだと考え、おるわけですが、
 れなくとも、妙子川での事故が絶えず、一日も早く着工して、
 たいたいと考え、おるわけですが、

一、二、三、大久保一節

大久保の説明が大体アといたしまして、

といた、中学校にはプールがある、児童が楽しんでおり、教育上も
 非常に効果もたらしてあるところですが、しかし、中学校には
 プールがなく、先般も妙子川で中学の二年生が死亡したという事
 あり、もしプールがあつたならば、さういふ事故は起らなかつたものと
 考えられるわけですが、そのプール建設は早急にやらなければならぬ問題